

岩手



『時雨れ時(雫石町)』 写真：眞館弘治

健康づくりは人づくり
みんなでつくる健康職場

(全国労働衛生週間スローガン)

〔目次〕

令和元年度全国労働衛生週間岩手労働局長メッセージ	2
過労死等防止対策推進シンポジウム、 女性活躍推進法が変わります！	3
若者育成（ユースエール）、子育て支援（くるみん）の 推進企業認定！、最低賃金改正のお知らせ	4
年次有給休暇管理簿を作成しましょう	5
労働保険適用促進強化期間のお知らせ	6
クエスチョン（最低賃金との比較方法について）	7
メンタルヘルスとコミュニケーション ^④ （なぜ素直になれないの？）	8
インフォメーション、死亡災害速報	9
講習会のお知らせ	10・11

令和元年度全国労働衛生週間

岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第70回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

現在の労働者の健康をめぐる状況をみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者が依然として半数を超えているほか、県内の職場の定期健康診断における有所見率が、昨年初めて6割を超え、憂慮されるところです。

また、労働者の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応を必要とする場面が、今後、一層増えることが予想されます。

さらに、化学物質に係るリスクアセスメントの未実施、危険性・有害性等に係るラベル表示やSDSの交付が徹底されていない、石綿にばく露するおそれのある建築物等の解体における手続きが適切に行われていないなどの状況が認められます。

おって、平成30年7月に望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立しましたが、職場における受動喫煙防止対策への取組が不十分な状況も見られます。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間が展開されます。

各事業場におかれましては、10月1日から10月7日の週間中に、職場巡視、優良職場や功績者等の表彰、各種行事などを実施していただき、また、9月1日から9月30日の準備期間中は、①過重労働による健康障害防止のための総合対策、②労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策、③化学物質による健康障害防止対策、④石綿による健康障害防止対策、⑤受動喫煙対策、⑥治療と仕事の両立支援対策などを重点事項として実施していただくようお願いいたします。

本週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚が図られるとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層促進されることにより、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージといたします。

令和元年9月1日

岩手労働局長 小鹿 昌也

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

近年、働き過ぎやパワー・ハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

参加
無料

岩手会場

事前申込制

令和元年11月15日(金) 13時30分～

岩手教育会館 2階 多目的ホール

(盛岡市大通一丁目1-16)

参加申込等はHPをご覧ください。 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

(お問い合わせ先)

厚生労働省シンポジウム事業受託事業者

(株)プロセスユニーク

専用フリーダイヤル 0120-053-006 (月～金 9:00～17:30)



ご準備
ください!

女性活躍推進法が変わります!

事業主の皆さまは施行日までにご準備ください。

※改正法は令和元年6月5日に公布。

労働者数101人以上の企業は…

施行日：公布後3年以内の政令で定める日

以下の2点が義務化されます。

- ①女性活躍行動計画の策定・届出の義務化
- ②自社の女性活躍に関する情報公表の義務化

労働者には、「パートであっても1年以上継続して雇用されている」など、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

労働者数301人以上の企業は…

施行日：公布後1年以内の政令で定める日

情報公表項目について、以下の各区分から1項目以上公表する必要があります。

- ①職業生活に関する機会の提供に関する実績
- ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

※詳細については、省令において示される予定です。

特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))が創設

施行日：公布後1年以内の政令で定める日

女性の活躍推進に関する状況等が優秀な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定が創設されます。

お問い合わせ先：岩手労働局 雇用環境・均等室 TEL 019-604-3010

若者育成（ユースエール）、子育て支援（くるみん）の推進企業認定！

若者雇用促進法及び次世代育成支援対策推進法では、一定の基準を満たし若者の採用・育成又は子育て支援に関する状況が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

新たに以下の2社が認定を受け、認定通知書を交付しました。

今回の認定で県内のユースエール認定企業は10社、くるみん認定企業は33社となりました。

[ユースエール認定企業]

株式会社北日本朝日航洋
(土木建築サービス業・盛岡市)



計画的な有給休暇の取得促進に努めるとともに、取組業務集中タイム・ノー残業デーの導入で所定外労働時間を削減！

認定基準の主な達成状況

- ・新卒者等の離職率…0%

[くるみん認定企業]

社会福祉法人いつつ星会
(老人福祉介護事業・二戸市)



子育て世代の男性職員が増えていることから、男性にも育児制度を利用してもらうことを目的に、制度をまとめたリーフレットを掲示したところ、出産休暇や子の看護休暇制度の利用者が増加！

認定基準の主な達成状況

- ・計画期間内（4年間）に男性3名が子の看護休暇を利用



認定通知書交付式の様子

【問合せ先】岩手労働局

ユースエール…職業安定課 ☎019-604-3004

くるみん…雇用環境・均等室 ☎019-604-3010

令和元年10月4日(金)から 岩手県最低賃金が 時間額790円になります！

岩手労働局長は、岩手県内すべての事業場に適用される岩手県最低賃金（現行時間額762円）について、岩手地方最低賃金審議会の答申を受けて、『時間額790円とする』ことを決定しました。

これにより岩手県最低賃金は、令和元年10月4日(金)から790円になります。

すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。

*厚生労働省では、事業主の方のための各種雇用関係助成金等の制度を設けています。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）は、事業場内最低賃金を一定以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、費用の一部の助成を行うものです。

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者等の基本給の増額などの処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成を行うものです。

各助成金の詳しい支給要件については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

岩手労働局労働基準部賃金室 019-604-3008
(岩手県最低賃金について)

雇用環境・均等室 019-604-3010
(業務改善助成金)

職業安定部職業対策課分室 019-606-3285
(キャリアアップ助成金)

【参考】

青森県 時間額 790円 (現行時間額762円)

宮城県 時間額 824円 (現行時間額798円)

秋田県 時間額 790円 (現行時間額762円)

山形県 時間額 790円 (現行時間額763円)

福島県 時間額 798円 (現行時間額772円)

年次有給休暇管理簿を作成しましょう

2019年4月から、**全ての企業**において、年10日以上[※]の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年5日を使用者が時季指定して取得させることが義務付けられたことに伴い、使用者は労働者ごとに「年次有給休暇管理簿」を作成し、**3年間**保存することが義務付けられました。

「年次有給休暇管理簿」には、**労働者ごとに**年次有給休暇の、

- ・ 時季（年次有給休暇を取得した日付）
- ・ 日数（年次有給休暇を取得した日数）
- ・ 基準日（労働者に年次有給休暇を取得する権利が生じた日）

を記載する必要があります。

年次有給休暇管理簿については、賃金台帳や労働者名簿に追記したものとしてすることも差し支えないことになっていますが、管理簿として独立して作成する場合は、適宜、以下の参考様式をご利用ください。

年次有給休暇台帳（ 年）

採用年月日	基準日	年次有給休暇の日数	前年からの繰越日数	本年の付与日数
・	・	日	日	日

1. 年間取得計画表

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備 考
年次取得計画													
取得日数													
取得日数の累計													
残 日 数													

2. 月間取得計画表

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計画日数	取得日数	決 算
1月																																			
2月																																			
3月																																			
4月																																			
5月																																			
6月																																			
7月																																			
8月																																			
9月																																			
10月																																			
11月																																			
12月																																			

(注) 斜線/は会社の所定休日、△印は協定による計画年次取得日、○印は随時年次取得日、◇印は会社の時季指定年休日
実際に取得した場合は、塗りつぶし(△→▲、○→●、◇→◆)

所 属	氏 名

3. 随時年次有給休暇取得表

請求月日	期 間	本人印	時季指定 変更の有無	決 算
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	
月 日	月 日 月 日 日数で	日	有・無	

※参考様式につきましては、岩手労働局のHP又は以下のURLよりダウンロードすることができます。
<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/000399160.xls>

労働保険適用促進強化期間のお知らせ

厚生労働省では「労働保険」制度の適正な運営のため、未手続事業場の解消を目指して指導等を行っております。その一環として、**11月に「労働保険適用促進強化期間」として集中的に未手続事業場の解消の取り組みを行います。**

○労働保険とは…

「労働保険」は、「**労働者災害補償保険（労災保険）**」と「**雇用保険**」を総称したもので、政府が管理・運営している**強制加入の保険**です。

「**労災保険**」では、労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、疾病に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付（療養や休業等の各種給付）を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

「**雇用保険**」とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付（失業や能力開発等の各種給付）を行っています。

また、事業主に対しても、失業の予防、雇用の安定等のために雇用調整助成金をはじめとする各種助成金制度を設けています。

○労働者を一人でも雇った場合は…

農林水産の事業の一部を除き、労働者（アルバイト等を含みます。）を一人でも雇った場合、その事業主は「**労働保険**」への加入手続きを行う必要があります。労働保険制度の健全な運営と、費用負担の公平の確保、労働者の福祉の向上等の観点から、労働者を雇用している全ての事業主は、労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

○加入手続きをお忘れではありませんか…

今まで「労働保険」への加入の必要性についてご存知なかった等の理由により、加入（成立）手続きがお済みでない事業所におかれましては、早急に加入手続きを行っていただきますようお願いいたします。

○労働者を雇った方、詳しい事をお知りになりたい方は…

岩手労働局総務部労働保険徴収室（電話019-604-3003）

または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。



最低賃金との比較方法について

Q 岩手県の最低賃金は、令和元年10月4日より時間額762円から790円に引き上げられますが、支払っている賃金が、最低賃金額以上になっているかどうかについてのチェック方法を教えてください。

A 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかをチェックするには、最低賃金の対象となる賃金を時間額に換算して最低賃金額と比較します。

なお、最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当などは算入しません。

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額 (790円)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額 (790円)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額 (790円)

(4) 上記の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものを最低賃金額（790円）と比較します。

【事例1：月給制のAさんの場合】

岩手県内の会社で働く労働者Aさんは、月給制で、基本給が月額110,000円、職務手当が月額13,750円、通勤手当が月額5,000円支給され、賃金の合計が月額128,750円となりました。

なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が7時間30分です。

基本給	110,000円	労働時間/日	7時間30分
職務手当	13,750円	年間労働日数	250日
通勤手当	5,000円	岩手県最低賃金	790円
合計	128,750円		

- (1) Aさんに支給された賃金のうち、通勤手当は算入しないので、
128,750円 - 5,000円 = 123,750円
- (2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
123,750円 \div 1か月平均所定労働時間(250日 \times 7.5時間 / 12か月) = 792円 > 790円 (最低賃金額)
となり、最低賃金額以上となっています。

【事例2：日給制と月給制の組み合わせのBさんの場合】

岩手県内の会社で働く労働者Bさんは、基本給が日ごとに定まっており、日額5,600円、各種手当が月ごとに定まっており、職務手当が月額5,400円、通勤手当が月額5,000円支給されています。この月は22日働き、合計が133,600円となりました。

なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数が270日、1日の所定労働時間が7時間30分です。

基本給	123,200円	労働日数22日 \times 日額	5,600円
職務手当	5,400円	労働時間 / 日	7時間30分
通勤手当	5,000円	年間労働日数	270日
合計	133,600円	岩手県最低賃金	790円

- (1) Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、職務手当（月給制）のみを時間額に換算すると
5,400円 \div 1か月平均所定労働時間(270日 \times 7.5時間 / 12か月) = 32円
- (2) 基本給（日給制）を時間額に換算すると、
5,600円 \div 7.5時間 / 日 = 747円
- (3) 上記(1)と(2)を合計すると
32円 + 747円 = 779円 < 790円 (最低賃金額)
となり、最低賃金額を下回ることになります。

使用者は、岩手県最低賃金額の改定発効日（令和元年10月4日）分から最低賃金額（790円）以上の賃金を支払わなければなりません。

これに違反すると50万円以下の罰金が科せられます。

詳しくは、岩手労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

メンタルヘルスと コミュニケーション

④3 ~なぜ素直になれないの?~

今松 明子

大きな新しい建物が立っているなぁと思うと介護施設ということが多く、町の中で介護施設が目立ちます。高齢化の中で要介護者が増えている実態と相反するように介護職場の人手不足の報道をよく目にします。人手不足は仕事がキツイということで離職してしまう人が多いのかなと思っていたのですが、そうではなく募集しても人が来ないという理由が圧倒的に高いという調査結果がでていました。確かに新聞に入っている求人折り込みをながめても介護職場の募集が圧倒的に多いように思います。

そういう福祉の職場では結局働いている人たちに大きな物理的、心理的負担がかかっているだろうなぁと思います。そんな人たちの一人と話をする機会がありました。その方はディサービスにお勤めなのですが、話を聞く限り介護度も高い方々がいらしているようでした。腹が立つこともあるでしょうし、本心、すごく大変だろうなぁと思ったのですが、その方は「お年寄りって可愛いだよ」といいます。根っからホスピタリーあふれる人なのだと思います。その方がいうにはストレスは利用者さんとの間ではなく、同僚との関係の方が大きいということです。

一つ例をあげてくれたのは入浴業務の件でした。この業務は通常二人ペアで利用者さんの衣服の着脱と入浴を分担して行っただけです。本来ならば交替しながらその役割をしていくべきなのに、ベテランAさんと組む日は交替ないとのこと。

「腰痛持ちだからさ、私は着脱ね。」と言われてしまって、相手は先輩だし、何も言えなかったですよ、介護って入浴に限らず腰に負担がかかる仕事なのでねえー。まぁしょうがないかなぁと。利用者さんがきれいになって、気持ちよさそうにしているのを見るとこっちは気分がいいんですが、半日立て続けに何人もお風呂に入れて、身体洗ってあげるのって意外に大変なんですよ。湿度も高いし、汗ダラダラだし、中腰なので結構腰への負担も大きいんですよ。実は私も腰痛だったん

ですよ。整形外科に行ったこともあるんですけど、今はNHKのためしてガッテンで紹介されていたストレッチを毎日してるんですよ。帰宅後の日課なんです。そしたらびっくりです。効果があったんですよ。だから、ストレッチのやり方を自宅でコピーして先輩Aさんにあげようとしたら、そんなのいらないとと言われてしまって、ちょっと唖然としたんですよ。まあ他の同僚が欲しいというのであげたんですけど、それからしばらくして、施設長から「Aさんが私も欲しいっていうからコピーとってあげたよ」って。へえ〜って感じ。なんなんですかね、素直じゃないですよ。まあ考えてみると、日常も結構そうなんですよ。「そうだね」とか「はい」って言わないですよ。必ずひと言あるんですよ。Aさん、経験も長いし確かに利用者さんの扱いというか対応上手いんですよ。2年目の自分としても真似するべきととも、学ぶべきこともあるんですけど、みんな気を使っているんですよ。自信もプライドも高いのはわかるんです。でもそれだけじゃないですよ。

利用者さんの特性や状態によるストレスだけでなく、結構振り回されている感じが伝わってきます。それでもこの方はAさんの知識や経験をキチンと認めているので、愚痴の程度で済んでいます。今後Aさんが周囲の人たちの感情に目を向け気づいていかなければ、何かをキッカケに不満が爆発していくことだってないとは言えないかもです。

なぜ私たちは素直になれない時があるのでしょうか。年齢ということも関係あるかもしれませんが。何か過去の経験が原因で、馬鹿にされたくないとか傷つきたくないという気持ちが強く、自分の気持ちを表現できないというようなこともあるかもしれません。あるいは全く別なところに不満を持っていて、すり替えの形でひねくれた態度や言葉が表に出ているなんてこともあるかもしれません。つまり、満たされない欲求を持っているということです。間違った効果のないフレストレーションの処理の一つの形のようにも思えます。当然のことですが、先々のことを考え合わせると、そこにきちんと目を向け解消に向け努力をしていくことって重要なことですね。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ			8月に加入された事業所をご紹介します				
支部名	事業所名	所在地	支部名	事業所名	所在地		
花巻	岩手興産(株)	北上市	二戸	(株)フジテックス	二戸市		
7月末会員数	5,017	8月加入	2	8月退会	2	8月末会員数	5,017

安全管理者能力向上教育(定期又は随時)のご案内

労働安全衛生法第19条2の規定により、事業場の安全衛生水準の向上を図るため、安全管理者の業務に従事する者に対し、能力の向上を図るための教育を実施することが努力義務とされています。

つきましては、「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づきこの研修を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和元年10月21日(月) 9:00~17:10
2. 場 所 「公益財団法人岩手労働基準協会研修センター2F」盛岡市北飯岡1丁目10-25
3. 対象者 選任後5年以上の安全管理者等

「化学物質のためのリスクアセスメントセミナー」のご案内

平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法では、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務付けられました。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、安全データシート(SDS)の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者が対象とされています。

当協会では表記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようご案内申し上げます。(詳細については、HPをご確認願います。)

記

1. 日 時 令和元年10月25日(金) 13:30~16:30 (受付13:00より)
2. 場 所 「岩手労働基準協会研修センター2F」盛岡市北飯岡1丁目10-25

第78回 全国産業安全衛生大会 in 京都 10月23日(水)→25日(金)

総合集会 特別講演	分科会 講演
<p>「ときめきのとき」</p> <p>10月23日(水) (みやこめっせ)</p>  <p>金工作家・前東京藝術大学 学長 宮田 亮平 氏</p>	<p>安全管理は「ダイバーシティ」で向上する!?</p> <p>10月24日(木) (みやこめっせ)</p>  <p>株式会社イー・ウーマン代表取締役社長 株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長 国際女性ビジネス会議実行委員長 佐々木かをり 氏</p>

※申込みは、中災防HPまたは当協会本部 (TEL 019-681-9911) までお問い合わせ願います。

死亡災害速報 (8月)

■花巻署 建設業 (木造家屋建築工事業) 8月 男 (30歳代) 交通事故 (道路)

大船渡の工事現場で電気・配管工事終了後、北上市の新築工事現場に向かうため、ワゴン車で国道107号を移動中、被災者が運転していたワゴン車が対向車線にはみ出し、トラックに正面衝突した。

講習会のお知らせ 令和元年12月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習	11/19(火)~20(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	11,550	1,980
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11/12(火)~14(木)	岩手労働基準協会研修センター	定員	本部	17,050	2,200
		11/12(火)~13(水)・15(金)	岩手労働基準協会研修センター	定員	本部		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	12/2(月)~3(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	11,550	1,980
	玉掛け技能講習	11/5(火)~7(木)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部	24,200 (一部免除者) 22,000	1,650
		11/5(火)~6(水)・8(金)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部		
		11/11(月)~13(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		12/9(月)~11(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		12/9(月)~10(火)・12(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		12/9(月)~11(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	10/15(火)~18(金)	サンパルク2F会議室他	30	釜石支部	30,800	1,650
		11/11(月)~14(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		11/18(月)~21(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		12/16(月)~19(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	10/7(月)~9(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	30,250 (一部免除者) 28,050	1,705
		10/28(月)~30(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		11/25(月)~26(火)・28(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	ガス溶接技能講習	11/7(木)~8(金)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	11,000	880
		11/8(金)~9(土)	一関職業訓練協会	40	一関支部		
		11/25(月)~26(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
高所作業車運転技能講習	10/23(水)~24(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部	36,300 (一部免除者) 33,000	1,884	
	10/23(水)・25(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部			
	11/12(火)~13(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	11/12(火)・14(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
安全衛生推進者養成講習	11/14(木)~15(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	9,350	1,430	
	12/16(月)~17(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部			
特別教育	クレーン運転業務特別教育	11/7(木)~8(金)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部	9,900 11,000	1,705
		11/12(火)~13(水)	サンパルク2F会議室他	30	釜石支部		
		11/15(金)~16(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/21(木)~22(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	10/7(月)	サンパルク2F会議室	40	釜石支部	8,800 9,900	715
		11/27(水)	アイ・ドーム	60	一関支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	11/22(金)~23(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	11,000 12,100	1,100
		12/3(火)~4(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		12/19(木)~20(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		12/24(火)~25(水)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	自由研削と石取替え業務特別教育	10/17(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,600 7,700	1,320
		11/26(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部		
		12/6(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	粉じん作業特別教育	11/29(金)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部	5,500 6,600	880
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	10/29(火)	アイ・ドーム	40	一関支部	6,050 7,150	990
		11/27(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
12/11(水)		岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部			
小型車両系建設機械運転特別教育	10/22(火)~23(水)	アイ・ドーム他	20	一関支部	14,080 15,180	1,676	
	10/23(水)~24(木)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部			
	10/23(水)・25(金)	岩手労働基準協会研修センター	35	盛岡支部			
	10/23(水)~24(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部			
	11/5(火)~6(水)	岩手労働基準協会研修センター	35	盛岡支部			

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特 別 教 育	巻上げ機の運転の業務特別教育	10/24(木)~25(金)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	12,650 15,840	1,049
	足場の組み立て等の特別教育	11/1(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	6,050 7,150	815
		11/20(水)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	動力プレスの金型の取扱業務特別教育	12/6(金)~7(土)	(株)東北佐竹製作所	24	花巻支部	9,900 11,000	1,100
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	12/11(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	本 部	5,500 6,600	990
	職長教育	10/24(木)~25(金)	アイ・ドーム	50	一関支部	12,650 13,750	880
		10/30(水)~31(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		11/20(水)~21(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
		12/4(水)~5(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	職長・安全衛生責任者	10/15(火)~16(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	12,650 13,750	1,540
		10/24(木)~25(金)	サンパルク2F会議室	40	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/17(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,050 7,150	968
		11/11(月)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		11/21(木)	アイ・ドーム	50	一関支部		
	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	12/6(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	7,150 8,250	1,980
	危険予知普及講習	12/5(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,600 7,700	1,045
		12/12(木)	サンパルク2F会議室	40	釜石支部		
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	10/25(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	本 部	5,500 6,600	880
安全管理者能力向上教育(定期)	10/21(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	本 部	7,150 8,250	2,200	
第一種衛生管理者試験準備講習	10/10(木)~11(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	15,400	6,820	
	10/17(木)~18(金)				17,600		

※ 受講料・テキスト代は消費税10%込みの表記となります。

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段(斜字)=会員以外です。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

岩手県の最低賃金は、10月4日から時間額762円から〇円に引き上げられます。実際の賃金が最低賃金以上になっているかどうかをチェックしましょう。

計算方法については7ページを参考にしてください。

では、〇に入る数字は次のどれでしょうか？

- ① 780
- ② 790
- ③ 800

ヒント 4ページを参考に回答してください。

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 令和元年10月21日(月)消印有効
- 宛先 ㊚020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 9月号の正解 ①



10月15日は「きのこの日」

秋といえばきのこ、その需要は10月がピーク。日本特用林産振興会が1995年に記念日にしました。椎茸や今が旬のキノコを宣伝し、おいしいうちにどんどん賞味してほしいという思いから。

岩手県も岩泉は、古くより松茸の宝庫。本州の北に位置する岩泉は秋の訪れが早い。そのため、他の産地に先がけて出荷されます。10月上旬には「岩泉まつたけ祭り」が開催され、まつたけ料理を堪能できます。

「湯川温泉きのこまつり」(西和賀町湯川)

10月12日、13日 午前8時～午後3時
きのこの展示即売会、きのこレストラン、郷土芸能公演のほか、きのこを使ったユニークなゲーム大会「男の称号 ミスターきのこコンテスト」も行われます。その他、各地で美味しいきのこ料理を賞味できます。

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報お待ちしております。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

手も足も楽する方へ動き出す

人間誰も面倒なことは、避けて通りたいものです。そして、水が方円の器に従うように、手も足も黙っていると、自然に楽な方楽な方へと動き出します。

(川柳原生林7月号<杜若>多田てるこ作品より)

岩手の死亡災害(8月末)

製造業	0	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	4	(6)
運輸交通業	1	(0)
林業	0	(2)
商業	0	(0)
その他	1	(2)

累計 6 (11)
()内は前年同期

編	集
後	記

9月号で紹介しました。「脳卒中予防十か条」です。1. 手始めに高血圧から治しましょう、2. 糖尿病放っておいたら悔い残る、3. 不整脈見つかると次第すぐ受診、4. 予防にはたばこを止める意思を持って、5. アルコール控えめは薬 過ぎれば毒、6. 高すぎるコレステロールも見逃すな、7. お食事の塩分・脂肪控えめに、8. 体力に合った運動続けよう、9. 万病の引き金になる太り過ぎ、10. 脳卒中起きたらすぐに病院へ。

実は私事ですが、昨年の7月に健康診断を受けた際にお医者様から指摘を受けました。「血圧が高いので降圧剤を服用したほうがいい」ということでしたが、眼科・耳鼻科・肛門科と通っているため

病院を増やしたくないので、減量の道を選びました。1年が経過して今年の7月の健康診断では高血圧のような成人病にかかわる指摘事項は皆無となりました。1項目目の手始めに高血圧から・・・これに取り組みました。もちろんですが減量にも成果があり、7kgの減量に成功。ウォーキングや食事の摂取の仕方、おから・ヤーコン茶などに10カ月取り組んだ末の成果でした。これで終わりではありません。もう少し継続します。毎日の体重を記録することで目標達成への励みにもなりました。自分自身の身体は自分で守るために行動すること、生活習慣(食生活)の改善や運動習慣の定着には毎日の取り組みが重要です。

発行 令和元年10月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
㊚020-0857 / ㊚019-681-9911 / FAX019-681-1018
編集・発行人 戸澤勝弘